

SOS ニュース

相続についての知識 【3】

※ 相続人の相続分

前号に続いて指定相続分と法定相続分について述べます。

■ 遺留分

遺言による相続分は相続人の遺留分を侵害することはできない。遺留分とは、被相続人の直系尊属。配偶者、直系卑属にだけ民法が認めた最低限の相続分をいいます。遺言により相続で一切相続できない者が出ることを防ぐためにある規定です。

遺留分は原則として定められた相続財産の2分の1、相続人が直系尊属だけの場合は3分の1です。第3順位の兄弟姉妹には遺留分がありません。もし、遺留分を侵害する遺言があった場合には、「遺留分減殺請求」という請求ができる。この請求は、遺留分を侵害する遺言や遺贈があることを知った時から1年以内に家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

■ 民法が定める法定相続分

民法に定められている法定相続人は、相続人の組み合わせによって変わります。

- ① 配偶者と子が相続人・・・配偶者2分の1、子2分の1
- ② 配偶者と直系尊属（父母）・・・配偶者3分の2、直系尊属3分の1
- ③ 兄弟姉妹・・・配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

■ 開始したとき、単純に法定相続通りにすると不公平が起きる場合がある。

① 特別受益制度

被相続人の生前になんらかの財産をもらった人が相続人の中にいる場合に、公平な相続を行う制度である。例えば、事業を行う資金援助を受けたとか、学資の援助を受けた場合を考えたとき、残った財産を分配しても公平とはいえない。このようなときは、生前にもらった財産も遺産に加えて、その総額を分けることにする。

② 寄与分制度

相続人の中に、遺産として残された財産の形成や維持に功績のあった人がいる場合、その遺産の額に加えて分けることにする。

相続人の中の一人が、被相続人の事業を早くから手伝って事業を大きく

したが、他の相続人は全くその事業とは無関係であったという場合です。寄与分は相続財産から控除して、寄与分の額を寄与者が相続分とは別に相続することになる。寄与の額については、相続人同士の協議で決める。決まらない時には、寄与者の請求により家庭裁判所が決めます。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より)